

京都市上下水道局告示第9号

京都市指定下水道工事業者規程第3条第1項の規定に基づき、京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の営業の廃止を、同規程第31条第1項第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成20年5月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都市右京区西京極南大入町20-1

株式会社キンキ・プラミング

代表取締役 金田俊彦

(2) 指定期間

平成20年5月19日から平成25年3月31日

2 廃止届出業者

(1) 廃止業者名

京都市右京区西京極南大入町20-1

キンキプラミングカンパニー

金田俊彦

(2) 廃止届出年月日

平成20年4月21日

(上下水道局下水道部管理課)